

高齢者を狙う悪質な特殊詐欺を防止するため

対策電話機などの購入費を補助します！

市では、オレオレ詐欺などの特殊詐欺、これに類似する手口によるキャッシュカードすり替え型の窃盗、悪質な電話勧誘などの被害を防止するため、**高齢者世帯（65歳以上の世帯）**を対象に、特殊詐欺対策電話機などの購入費を半額（上限5,000円）補助します。

【お問合せ先】

足利市消費生活センター
足利市南町4254-1
ニューミヤホテル1階
TEL 0284-73-1210

申請受付

令和7（2025）年3月31日（月）まで

消費生活センターまたは市民生活課（市本庁舎1階）で受付を行います。（土日祝除く）

※予算上限に達した場合、受付を終了する場合があります。

対象者

 以下の全ての条件に当てはまる方

- ① 足利市内に住民登録があり、居住していること
- ② **世帯全員が満65歳以上**であること
※同居する65歳未満の方がいる世帯は対象外
- ③ 市税等を滞納していないこと
- ④ 対象機器の購入日から1年を経過していないこと
- ⑤ 本事業による補助金の交付を受けた世帯でないこと（1世帯1台限り）



対象機器

 以下のいずれかの機能がある固定電話機（ファックス含む）
または後付け機器

- ① **警察などが提供する迷惑電話番号情報等を利用して、特殊詐欺等に関する着信を自動で拒否する機能**
- ② **電話の相手方に警告音声を発し、自動で通話を録音するなどの機能**

※留守番電話機能のみの機器は補助の対象外となります。機器の機能をよく確認し、不明な場合は購入前にお問い合わせください。



警告メッセージ「この通話は、特殊詐欺被害防止のため録音します」

補助金額

対象機器**購入費用の半額（上限5,000円）**で、100円未満は切り捨てになります。

※機器の設置費や付属品、保証に関する費用は除きます。

申請方法

- ① 対象機器を購入し、消費生活センターまたは市民生活課窓口で申請をしてください。（所定の様式に必要事項を記入していただきます）
- ② 申請の際、次の書類等を持参してください。
 - 領収書等の購入を証明する書類の原本（品名、品番、購入年月日・金額、購入者氏名等が記載されたもの）※コピーは不可
 - 機器の機能が分かるカタログ、説明書等の写し
 - 補助の対象となる本人名義の通帳（原則、補助の対象となる本人名義の口座に振り込みます）
 - 申請者の身分証明書（健康保険証、運転免許証など）
※機器の購入日から1年以内に申請することが条件です。
※申請者(補助対象者)が窓口に来られない場合、代理人への委任が必要な場合は、委任欄へ申請者(補助対象者)ご本人の署名等が必要です。

【申請から補助金交付までの流れ】

消費生活センターまたは市民生活課窓口で申請



申請内容について審査



交付または不交付の決定通知書を郵送



指定口座に補助金の振り込み

※ 審査に期間を要することにご注意ください



※詳しくは、足利市ホームページをご覧ください。消費生活センター
(TEL 73-1210) にお問い合わせください。